

学校感染症罹患時の注意事項について

インフルエンザ、はしか、風疹、おたふくかぜ、みずぼうそう等の学校感染症に罹患した場合は出席停止とします。また、その疑いがある学生についても出席停止とすることがあります。

下記のとおり、行動してください。決して、学校に出て来て感染を広めることのないよう心がけてください。

記

- 1 感染の疑いがある場合は、必ず医師にかかり、感染症と診断された場合、速やかに学生部に下記事項を連絡(Tel.059-232-2341)する。

①学籍番号、②氏名、③発症した日、④診断の内容、⑤療養予定期間、⑥受診機関名。
- 2 学校感染症の場合は出席停止扱いとなりますので、病気治癒後速やかに、下記手続き全てをする。

(1)「学校感染症治癒証明書」を医療機関で記入してもらう。「学校感染症治癒証明書」は医療機関の診断書でも可ですが、必ず出席停止期間を記入してもらうこと。

(短大 HP からダウンロードできます。)

(2) 学生部にて欠席届を記入提出する。「学校感染症治癒証明書」を添付のこと。申請時に押印してもらうので印鑑も持参のこと。

(3) 欠席した講義の担当教員に確認印を受け、学生部に提出する。